

下関市 市民活動促進基本計画

～協働のまちづくりを目指して～



下関市

目 次

(ページ)

第1章 計画策定の背景と趣旨

- | | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画策定の趣旨 | 2 |
| ■ 計画の位置づけ・体系 | 3 |

第2章 計画の定義

- | | |
|-----------|---|
| 1 計画の基本姿勢 | 5 |
| 2 計画の期間 | 5 |
| 3 計画の対象区域 | 5 |

第3章 これまでの取り組み

- | | |
|-------------------|---|
| 1 年次報告概要 | 6 |
| 2 市民協働参画関連施策 事例紹介 | 8 |

第4章 市民活動の現状と課題

- | | |
|------------------|----|
| 1 市民活動状況調査 総括 | 16 |
| 2 市民活動状況調査 調査概要 | 17 |
| 3 市民意識 | 18 |
| 4 市民活動団体意識 | 21 |
| 5 市民活動を促進する上での課題 | 26 |
| 6 ワークショップ 総括 | 28 |
| 7 ワークショップ 開催概要 | 29 |
| 8 ワークショップの記録 | 31 |

第5章 施策展開の方向

- | | |
|------------------------|----|
| 1 市民活動を促進する情報の収集及び提供 | 47 |
| 2 市民活動の場の提供 | 48 |
| 3 市民活動のネットワーク化の促進 | 49 |
| 4 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 | 50 |
| 5 市職員の市民活動への理解と参加促進 | 51 |
| ■ 施策展開の方向 体系図 | 52 |

第6章 計画の推進

- | | |
|--------------|----|
| 1 計画推進の体制 | 55 |
| 2 進行状況の把握・確認 | 55 |
| 3 施策・事業の評価 | 55 |
| ■ 推進体制 | 56 |

参考資料

- | | |
|-----------------|----|
| 下関市市民協働参画条例 | 57 |
| 下関市市民協働参画条例施行規則 | 61 |

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

今日、私たちの生活を取り巻く社会環境は、少子高齢化や著しい情報化、地方分権の進展など、市民生活に密接に関わる場面で大きな変化を経験しています。

国・地方の財政状況は依然として厳しい状況におかれており、行政がこれまで提供してきた、行政サービスの水準を維持することが困難になりつつある現状の中で、市民の価値観は、社会環境の変化に伴い多様化・個性化が進んでいます。

このような社会環境や住民意識が変化してきている状況にあって、市民活動※1が、その特性である先駆性・多様性を生かし、まちづくりや社会参加を通じて地域資源の有効活用により諸課題を解決し、行政と共に、市民が必要とするサービスを提供する主体として、大きな役割を果たすものと期待されています。

本市におきましても、様々な形で活発に市民活動が行われており、市内の市民活動団体紹介シート※2提出団体数は、平成21年4月現在で275団体を数え、その活動は、保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、まちづくり、子どもの健全育成など多岐にわたっています。

こうした環境の変化の中で、市民活動をこれからの地域を担う大きな柱としてとらえ、市民活動を一層促進することにより、市民と行政が協働して公共サービスの充実を図ることが、これからの時代のまちづくりには、重要な要素となると考えられています。

※1 市民活動

「下関市市民協働参画条例」では、市民活動を「自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、（中略）地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義しています。

※2 市民活動団体紹介シート

しものせき市民活動センターでは、市内の市民活動団体の活動を把握し、広く市民に紹介するため「団体紹介シート」の提出をお願いしています。団体紹介シート提出団体には、市民活動に関する情報を提供するとともに、提出されたシート記載内容に基づき、しものせき市民活動センターのホームページ等で活動に関する情報を公開しています。

2 計画策定の趣旨

本市では、下関市市民協働参画条例（愛称：下関パートナーシップ※₁条例）を施行し、市民の市政への参画を促進するため「市民と行政のパートナーシップ」、市民のまちづくりへの参画を促進するため「市民と市民のパートナーシップ」の2つの柱をもって協働関係の構築及びパートナーシップの確立に向けた取り組みを進めています。

条例では、行政は、まちづくりに自主的に取り組む市民の公益的活動を育成し、活動の主体となる市民一人ひとりが自主的かつ主体的に市民活動に取り組める環境を整備することにより、市民活動が公益的サービスを提供する担い手となることを期待するとともに、市民と市民のパートナーシップの実現により、市民参画型社会システムの基礎を築くという目的が定められています。

一方、市民にも、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自ら出来ることを考え、進んでまちづくりに参加していくことが求められています。

本基本計画は、公募委員及び様々な市民活動や企業活動で活躍されている市民で構成される下関市市民協働参画審議会において市民活動促進に向けて必要な諸施策の検討を重ね、平成17年11月に「市民活動促進基本計画策定に関する答申」として提言をいただき、平成18年3月に策定いたしました。

この度の基本計画改定は、これまでの市民活動促進策等についての取り組み状況を整理するとともに、市民活動状況調査（アンケート調査）、ワークショップにおける意見集約、パブリックコメント※₂等の結果や審議会からの答申を踏まえ、市民活動の現状と課題を抽出し直すことにより、施策展開の方向修正を行い、より効果的な市民活動促進策の実施と「協働のまちづくり」の実現を目指すものです。

※₁ パートナーシップ

「下関市市民協働参画条例」では、パートナーシップを「協働を実現するための友好的な協力関係」と定義しています。

市民と行政のパートナーシップ＝市の施策をより良い施策とするために、立案や実施、その後の評価の各段階に、市民及び市民活動団体の皆さんが自発的かつ自律的に参加すること

市民と市民のパートナーシップ＝市民や市民活動団体の皆さんがお互いに協力し、自主的にまちづくりのために活動していただくこと

※₂ パブリックコメント

パブリックコメントとは、基本的な施策などを決定する前に案を広く公表し、これに対して提出された意見の概要や意見への行政の考え方などを公表して、提出された意見を考慮した案の決定を行う意見募集に関する一連の手続のことです。

■計画の位置づけ・体系■

下関市市民協働参画条例

市民参画型社会システムを築くための基本的なルール

- 市民の行政プロセスへの参画を求める「市民と行政のパートナーシップ」
- 市民活動を促進する「市民と市民のパートナーシップ」

平成17年2月13日 公布・施行
平成17年 条例第134号

下関市市民協働参画条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を定めたもの

- 市民参画の方法
- 公表の方法
- 意見等への回答
- 年次報告

平成17年2月13日 施行

下関市市民協働参画推進指針

条例の職員向けガイドライン

- 条例策定の背景
- 市民参画の手順
- 市民参画の実践
- 市民参画Q&A

平成17年2月
平成17年8月 改定

条例逐条解説

条例をよりわかりやすく解説したもの

- 各条文ごとに「趣旨」と「解説」

平成17年2月
平成17年8月 改定

下関市市民協働参画審議会運営規則

審議会運営に関し必要な事項を定めたもの

- 市民参画の評価、審議機関
- 市民参画と市民活動の状況評価
- 市民活動促進基本計画の策定

平成17年2月13日 施行

下関市市民協働参画推進本部設置要綱

市民参画を総合的に推進する庁内組織

- 市長＝本部長 部局長等＝本部長
- 規則等の制定・改廃
- 市民活動促進基本計画の策定
- 年次報告の策定等の調整

平成17年2月13日 施行

市民活動促進基本計画

市民活動に関する施策の総合的・計画的推進

- 計画策定の背景と趣旨
- 計画策定の定義
- これまでの取り組み
- 市民活動の現状と課題
- 施策展開の方向
- 計画の推進

平成18年3月 策定
平成23年3月 改定

市民活動促進基本計画の体系

